○農林水産省告示第千三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県掛川市倉真字寺奥五五六八、五六〇八、黒俣字地蔵坊一九三、一九四の一、三〇八、三〇九の一、三一四から三一九まで、三二〇の一、三二一、萩間字栗原沢三四三の三から三四三の六まで、三四五の一、三四五の二、字深山坂三四六の一、三四六の三、三四七の一、三四七の二、三四八の一、三四八の二、三四九の一から三四九の六まで、字戸井ノ沢三五〇の一から三五〇の五まで、三五一の一、三五一の二、三五二の二、三五二の五、三五二の六、三五三の一から三五三の五まで、三五四の一、三五四の二、字麦尾沢三五五の一から三五五の三まで、三五六の一から三五六の四まで、三五七の一から三五七の三まで、五四八の五、字油之沢五四九の二五、五四九の三一、五四九の三二、字西峯八六六の四、八六六の五、八六八の一、八六八の二、八八一の一、八八一の二、字山ノ神沢八七〇、八七一、八七二の一、八七二の二、八七三、字猿打八八〇の一、八八〇の二、磐田市家田字長ハ山三〇八の一、三〇八の二、字東山三一三の一（次の図に示す部分に限る。）、三一三の三、字東三一四の一、字瀧ノ谷四〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、四〇二の二、四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、四〇四の二、四〇五、四〇六の一から四〇六の三まで、四〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、四〇七の一三、四〇八（次の図に示す部分に限る。）、下野部字谷口谷一三九九、一四〇〇、字裏山一四〇一の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺奥五五六八・五六〇八・字池蔵坊一九三・一九四の一・三一九・字深山坂三四七の一・字戸井ノ沢三五〇の五・三五一の一・三五一の二・三五二の六・字油之沢五四九の二五・五四九の三一・字山ノ神沢八七一・八七二の二・八七二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡高山村大字尻高字樋之口四〇八四の一、利根郡片品村大字御座入字丸山九〇九の一、みなかみ町上牧字湯澤入三七七二の一、字大朝倉三七七三、三七七五から三七七七まで、三七七九から三七八一まで、三七八三の一、三七八三の二、三七八四から三七九二まで、三七九四、三七九五、三七九八、三七九九、三八〇〇の一、三八〇一から三八〇三まで、三八〇四の一、桐生市黒保根町宿廻字内野一八七一の六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸山九〇九の一、字大朝倉三七七九から三七八一まで、三七八三の一、三七八三の二、三七八四から三七九二まで、三七九四、三七九五、三七九八、三七九九、三八〇〇の一、三八〇一から三八〇三まで、三八〇四の一、字内野一八七一の六一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに桐生市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡新篠津村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新篠津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市榛名湖町字滝ノ平五三四の五、五三四の六、五三五の六から五三五の八まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町権田字下大沢二一九三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町川浦字高芝二七の一五三から二七の一五七まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　解除に係る保安林の所在場所　岩手県北上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　用排水路用地とするため